

始まりました子育て応援カード

この事業は、18歳未満の子どもを3人以上養育する保護者に「子育て応援カード」を交付し、市内の協賛店から割引サービスを提供していただき、子育て中の家庭の経済負担を少しでも軽減しようとするものです。また、店舗の協力を得ることにより、地域全体で子育て支援の醸成を図るものであります。

子ども3人以上を養育している保護者の方でまだ申請されていない方は、手続きをしてください。

また、出生に伴い、新たに対象となられた方も手続きをしてください。

◎サービス内容

カードを提示することによって、子3人を養育する保護者は10%以上、子4人を養育する保護者は15%以上、子5人以上を養育する保護者は20%以上をそれぞれ協賛店が購入金額から割引サービスします。

協賛店によっては、割引適用除外品もありますので、利用の際は協賛店にてご確認ください。(協賛店には目印として、オリジナルシールが店頭に貼付されています)

また、サービスを受ける際は、必ずカードの提示をお願いします。(協賛店によっては身分証明書の提示が必要なお店もあります)

◎カードの有効期限

平成20年3月31日までとし、来

年度以降についても年度末の3月31日までとします。

カードは、該当する最初の子が18歳となった年度の3月31日まで使用できます。

◎交付申請書提出先

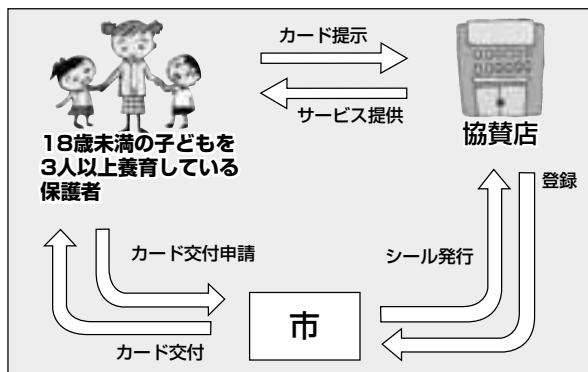
子ども家庭課、市民課、各総合支所、各支所となります。

◎協賛店を募集しています

市では子育て応援カード事業の協賛店を随時募集しています。地域全体で子育て中の家庭を応援してみませんか。

詳しくは、子ども家庭課へお問い合わせください。

問 子ども家庭課 内線(501・425・424)・各総合支所保健福祉課



「みなと振興計画」の認定書が交付されました

本年度、宮城県と石巻市が策定した「みなと振興計画」が、みなとの振興を通じて地域の活性化に寄与するものと認められ、国土交通省東北地方整備局から認定書が交付されました。

今回認定を受けた振興計画では、宮城県の事業として、高速カーフェリーおよびバリアフリー化に対応した「浮き桟橋」の整備(現在の網地島ライン発着所を旧北上川右岸船溜付近に移転)また、市の事業として、案内板や誘導標識の設置による桟橋周辺の整備や、みなと振興を目的としたPRイベントの開催などを予定しています。これらの事業に対して、国土交通省から交付金などの支援を受けることとなりました。

詳しくは、お問い合わせください。
問 総合政策課(内線457・493・494)・港湾対策室(内線309・487)



男女共同参画コーナー

再就職へ!!

再就職準備セミナー

Re・Beワークセミナー

開催!!

子育て、介護が一段落、再就職をしたい!そのための近道を発見しましょう。

とき 9月11日(火)・20日(木) 午前10時~午後0時30分
ところ 石巻文化センター
(研修:第2研修室・託児:第3研修室)

定員 20人
託児定員 6人(2歳以上就学前) 要予約

研修内容

1日目
11日(木)

- ・揺れない自分を作るために
「図で考える再就職実現への道筋」
講師:キャリアカウンセラー
- ・再チャレンジサポートプログラムとは
講師:キャリアコンサルタント

2日目
20日(木)

- ・働くうえで、知っておきたい
国民年金・厚生年金
講師:社会保険労務士
- ・採用したいと思わせる履歴書の書き方

申込締切 9月7日(金)〔先着〕
主催 (財)21世紀職業財団 共催 石巻市
問 (財)21世紀職業財団 ☎022-214-2080
申 男女共同参画推進室 (内線608・600)



重・中度心身障害者医療費受給者証の更新

現在交付されている重・中度心身障害者医療費受給者証は、10月1日から使用できなくなりますので、更新手続きが必要です。
対象者には後日案内などを送付しますので、次の日程でお住まいの地区の会場において、忘れずに手続きを行ってください。

■持参するもの

- ・重・中度心身障害者医療費受給者証
- ・身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当証書
- ・健康保険被保険者証
- ・老人医療受給者証
- ・振込先預金通帳（変更を希望する場合のみ）
- ・認め印

※平成19年1月1日現在で市外に住んでいた方は、その市町村の平成19年度所得証明書

■問

障害福祉課（内線384・482）・各総合支所障害福祉担当

石巻地区	9月19日(水)	9月20日(木)	9月21日(金)	9月24日(月)	9月25日(火)	9月26日(水)	9月27日(木)
	石巻文化センター	稲井公民館	蛇田公民館	石巻文化センター	渡波公民館	荻浜公民館	石巻中央公民館
	午前10時～正午 午後1時～5時	午前10時～正午 大街道分館 午後1時30分～3時30分	午前10時～正午 午後1時～3時	午前10時～正午 午後1時～5時	午前10時～正午 午後1時～3時	午前10時～11時30分 鹿妻分館 午後1時～3時	午前10時～正午 午後1時～5時
河北地区	9月19日(水)・20日(木)		河北総合支所 保健福祉課	☎62-2116		午前9時～正午／午後1時～5時	
雄勝地区			雄勝総合支所 保健福祉課	☎57-3611			
河南地区	9月19日(水)		河南母子健康センター	☎72-2113			
	9月20日(木)		河南鹿又農業研修センター	☎72-2113			
桃生地区			桃生総合支所 保健福祉課	☎76-2111			
北上地区	9月19日(水)・20日(木)		北上総合支所 保健福祉課	☎67-2113			
牡鹿地区			牡鹿総合支所 保健福祉課(清優館)	☎45-2113			

乳幼児医療費受給者証の更新手続きはお済みですか？

現在使用されている受給者証は、平成19年10月1日から使用できなくなります。

引き続き助成を受けるためには、登録更新手続きが必要です。手続きをしないと助成が受けられませんのでご注意ください。

なお、現在所得制限により対象外の方も平成18年分の所得に基づき、再審査しますので申請してください。制限の内容については、配付済の登録（更新）申請書裏面をご覧ください。

登録(更新)の対象になる方

市内に住所を有する、平成13年4月2日以降に生まれた乳幼児の保護者。(生活保護を受けている方は、手続きの必要はありません)

持参するもの

- ・登録（更新）申請書
- ・印かん（ゴム印を除く。認め印で可）
- ・健康保険証（乳幼児の名前が記載されたもの）
- ・現在お使いの受給者証（持っている方のみ）

※平成19年1月1日現在、石巻市に住所を有していない保護者の方は、前住所地からの所得証明（平成19年度分）または源泉徴収票（平成18年分）が必要です。



■問 国保年金課（内線474）・各総合支所市民生活課

国民年金保険料の免除制度はご存知ですか



国民年金加入者は、国民年金保険料を納めなければなりません。

しかし、長い加入期間中には病気やケガ、失業などの理由で保険料を納めることが困難なときもあります。

「納められない」からといって未納のままにしておくと、いざというときに年金が受けられなくなる場合もあります。

そのために、国民年金には前年の所得によって、保険料が免除される制度（全額免除・半額免除など）や30歳未満の方には若年者納付猶予制度があります。

免除や納付猶予を希望する方は、平成19年度（平成18年中）の所得の申告を済ませ、早めに申請手続きをしてください。

困ったときは、未納のままにしないで、ご相談ください。

■問 石巻社会保険事務所 ☎22-5115・国保年金課（内線256・257）各総合支所市民生活課・各支所